

分野	2	産業・金融の一体再生
政策項目	②	産業再生機構、中小企業再生支援協議会、産業活力再生特別措置法等の活用
<p><u>2. 産業活力再生法</u> (経済産業省)  ○今般抜本的に改正・強化された同制度の利用促進を図る。</p> <p><u>3. 中小企業再生支援協議会</u> (経済産業省)  ○中小企業の再生を一層加速させるため、常駐専門家の増員(現在各協議会に2名常駐しているが、これを3名常駐へ)等により、窓口相談、再生計画策定支援業務の強化、再生計画策定後のフォローアップの充実を行い、中小企業再生支援協議会の強化を図るべく、16年度予算において対前年度大幅増額となる26.7億円を計上。(平成15年度予算 18.5億円)</p> <p><u>4. 地域中小企業再生ファンド</u> (経済産業省)  ○地域の中小企業再生支援のため、中小企業再生支援協議会と連携し、本格再生まで中期的に株式、債権を保有することにより投資先企業に対する継続的な支援を行う地域中小企業再生ファンドの組成を促進する。</p> <p><u>5. 整理回収機構(RCC)</u> (金融庁)  ○企業再編ファンド等多様な再生手法が一層利用促進されるよう、今後とも引き続き、企業再生業務に注力する。</p> <p><u>17年度以降</u>  ○産業・金融の一体再生に係る所要の施策を着実に推進。</p>		

分野	2	産業・金融の一体再生
政策項目	③	産業金融の機能強化等による中小企業等の資金調達の円滑化
関係府省	金融庁、総務省、法務省、財務省、経済産業省	
<p>&lt;これまでの対応&gt;</p> <p>産業金融機能強化関係閣僚等による会合において取りまとめた「経済活性化のための産業金融機能強化策」(平成 15 年 12 月 24 日)に基づく産業金融機能の強化等を通じ、中小企業の資金調達の円滑化に取り組んでいるところ</p> <p><u>1. 多様な資金の流れの整備－産業金融の担い手・手法の多様化－</u></p> <p>○信託制度の整備 (金融庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・信託業のあり方について、金融審議会第二部会「信託に関するワーキンググループ」において、「信託業のあり方に関する中間報告書」(平成 15 年 7 月 28 日)を公表</li> </ul> <p>○投資ファンド法制の整備 (経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業活力再生特別措置法を改正し、再生支援出資業務を中小企業総合事業団の業務として追加(平成 15 年 4 月)</li> <li>→「地域中小企業再生ファンド」を設立</li> <li>：中小企業総合事業団が、地域金融機関等の民間主体等とともに、「地域中小企業再生ファンド」を組成し、事業再生資金等の投資を行うことにより、中小企業の再生を支援</li> </ul> <p>○中小企業金融のセーフティネット対策の実施・充実 (財務省、経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セーフティネット保証・貸付、借換保証制度等の拡充を行うなど、中小企業金融セーフティネット対策に万全を期している</li> </ul> <p><u>2. リスクへの対応の多様化－担保や保証に過度に依存しない資金調達の促進－</u></p> <p>○中小企業の会計の質の向上 (経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「中小企業の会計」を策定(平成 14 年6月)</li> <li>・中小企業にとって信頼を得られる望ましい会計のあり方をまとめた「中小企業の会計」の普及・定着を図り、中小企業の会計の質の向上を図っていくための取組(経営者等の理解を深めることや、金融機関によるインセンティブの付与等)等につき、中小企業政策審議会企業制度部会が検討・報告(平成 15 年 11 月)</li> </ul> <p>○個人保証の適正化等 (金融庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」(平成 15 年3月 28 日策定)に基づき、個人保証等に関して、以下を措置</li> <li>－「新しい中小企業金融の法務に関する研究会報告書」(平成 15 年7月 16 日)に沿って、金融機関に対し個人保証の必要性の見直しを行うよう要請</li> <li>－貸出後の業況把握の徹底、財務制限条項や信用格付モデルの活用等により、事業からのキャッシュフローを重視し、不動産担保・保証に過度に依存しない融資を促進</li> <li>－金融機関の顧客への説明態勢等に関するガイドラインを策定(平成 15 年7月 29 日)</li> <li>－金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]を改訂(平成 16 年2月 26 日)</li> <li>→金融の円滑化を含め、内容を中小企業の実態により即したものとすべく、「債務者区分の判断において、企業の成長性等について金融機関の評価を尊重する」、「債務者区分の判断に際するキャッシュフロー重視の明確化」、「中小・零細企業の技術力、販売力等の評価において、法律等に基づき技術力や販売力を勘案して承認された計画(例: 中小企業経営革新支援法の「経営革新計画」)等を参考として活用すること」等を追加</li> <li>・「中小企業金融の円滑化に関する意見交換会」(平成 15 年 12 月3日)、「年度末金融の円滑化に関する意見交換会」(平成 16 年3月1日)において、金融機関に対し、事業からのキャッシュフローを重視し、担保・保証に過度に依存しない融資の促進を図るとともに、個人保証の利用にあたっては過度なものとならないよう要請</li> </ul> <p><u>3. 産業の収益力・財務基盤強化－産業の活性化と企業の活力促進－</u></p> <p>○産業活力再生法の改正による事業再生・産業再生の支援 (総務省、財務省、経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業再生に向けた企業の前向きな取組を後押しする為、産業活力再生法を抜本的に改正(平成 15 年4月)</li> </ul>		

分野	2	産業・金融の一体再生												
政策項目	③	産業金融の機能強化等による中小企業等の資金調達の円滑化												
<p>ー従来の「企業単位で取り組む事業再構築」に加え、「過剰供給構造を解消するための複数企業による共同事業再編」、「他社の経営資源を譲り受け活用する取組」、「革新的な設備への投資」も対象とし、会社新設・資本増加に伴う登録免許税、不動産取得税の軽減等の支援策を実施</p> <p>○中小企業経営革新支援法等による企業の活性化の支援 (財務省、経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業が、新商品、新役務の開発等新たな取組を図る経営革新計画を作成し、県知事等の承認を受けた場合に、政府系金融機関による低利融資、中小企業信用保険の特例等により支援</li> </ul> <p>○リレーションシップバンキングにおける中小企業に対する経営支援機能強化 (金融庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営情報等を提供する仕組みの整備、ベンチャー企業向け業務についての関係機関との連携強化、中小企業再生支援協議会の機能活用などにより、各金融機関が中小企業に対する経営支援を着実に実施するよう要請 (平成 15 年 3 月)</li> </ul>														
<p>&lt;これまでの成果&gt;</p> <p>○中小企業による「資金繰り判断」や「金融機関の貸出態度判断」が改善傾向</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国企業短期経済観測調査(短観)において、中小企業(全産業・実績)の資金調達に関するD.I.が改善傾向</li> <li>ー資金繰り判断: ▲16(平成 14 年 12 月調査)→▲10(平成 15 年 12 月調査)</li> <li>ー金融機関の貸出態度判断: ▲10(平成 14 年 12 月調査)→▲4(平成 15 年 12 月調査)</li> </ul>														
<p><u>1. 多様な資金の流れの整備ー産業金融の担い手・手法の多様化ー</u></p> <p>○地域中小企業再生ファンドの設立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大分企業支援ファンド投資事業有限責任組合(平成 16 年 1 月設立、出資総額: 50 億円(うち中小企業総合事業団出資約束金額: 22.5 億円))</li> <li>・中小企業総合事業団による静岡、茨城の地域中小企業再生ファンドへの出資を内定(平成 16 年 3 月)</li> </ul> <p>○セーフティネット対策等の実施(※実施主体: ①、③、④=信用保証協会、②=中小公庫、国民公庫、商工中金)</p> <table border="1"> <tr> <td>①セーフティネット保証制度</td> <td>320,803 件</td> <td>約 51,936 億円(平成 13 年 1 月～平成 16 年 1 月末)</td> </tr> <tr> <td>②セーフティネット貸付制度</td> <td>236,509 件</td> <td>約 51,649 億円(平成 12 年末～平成 16 年 1 月末)</td> </tr> <tr> <td>③売掛債権担保融資制度</td> <td>11,161 件</td> <td>約 4,596 億円(平成 13 年 12 月～平成 16 年 2 月 27 日)</td> </tr> <tr> <td>④資金繰り円滑化借換保証制度</td> <td>368,557 件</td> <td>約 54,860 億円(平成 15 年 2 月 10 日～平成 16 年 2 月 27 日)</td> </tr> </table>			①セーフティネット保証制度	320,803 件	約 51,936 億円(平成 13 年 1 月～平成 16 年 1 月末)	②セーフティネット貸付制度	236,509 件	約 51,649 億円(平成 12 年末～平成 16 年 1 月末)	③売掛債権担保融資制度	11,161 件	約 4,596 億円(平成 13 年 12 月～平成 16 年 2 月 27 日)	④資金繰り円滑化借換保証制度	368,557 件	約 54,860 億円(平成 15 年 2 月 10 日～平成 16 年 2 月 27 日)
①セーフティネット保証制度	320,803 件	約 51,936 億円(平成 13 年 1 月～平成 16 年 1 月末)												
②セーフティネット貸付制度	236,509 件	約 51,649 億円(平成 12 年末～平成 16 年 1 月末)												
③売掛債権担保融資制度	11,161 件	約 4,596 億円(平成 13 年 12 月～平成 16 年 2 月 27 日)												
④資金繰り円滑化借換保証制度	368,557 件	約 54,860 億円(平成 15 年 2 月 10 日～平成 16 年 2 月 27 日)												
<p><u>2. リスクへの対応の多様化ー担保や保証に過度に依存しない資金調達の促進ー</u></p> <p>○個人保証の適正化等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要 4 大グループのすべてが中小企業向けのスピード審査による無担保・第三者保証不要の融資商品を設け、貸出を拡大</li> <li>(平成 15 年度貸出実行額の目途: 合計 13,000 億円程度)</li> <li>みずほ (平成 14 年 11 月開始) 1,000 億円程度</li> <li>東京三菱 (平成 15 年 5 月開始) 3,000 億円程度</li> <li>UFJ (平成 15 年 5 月開始) 2,000 億円程度</li> <li>三井住友 (平成 14 年 3 月開始) 7,000 億円程度</li> <li>・約 8 割の中小・地域金融機関が、「リレーションシップバンキングの機能強化計画」において、貸出後の業況把握の徹底や信用格付けモデルの活用により、担保・保証に過度に依存しない融資を推進</li> <li>→・地域銀行の約 5 割がスコアリング(信用格付)モデルを活用</li> <li>・地域銀行の約 3 割が貸出後の業況把握の徹底を推進</li> <li>・財務制限条項を活用した取組を積極化</li> <li>・財務諸表の精度が高い中小企業に対する金利や担保・保証等に対し優遇を行う等の融資プログラムを整備</li> </ul>														
<p><u>3. 産業の収益力・財務基盤強化ー産業の活性化と企業の活力促進ー</u></p> <p>○産業活力再生法の改正による事業再生・産業再生の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改正後の認定案件: 62 件(全府省、平成 16 年 3 月 1 日時点)</li> </ul>														

分野	2	産業・金融の一体再生
政策項目	③	産業金融の機能強化等による中小企業等の資金調達の円滑化
<p>○中小企業経営革新支援法による企業の活性化の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第4条に規定する経営革新計画の承認件数:12,703社(平成11年7月～平成16年1月末)</li> <li>・中小企業等経営革新支援貸付の利用実績:9,211件、5,373億円(平成11年7月～平成16年1月)</li> <li>・信用保証特例の利用実績 : 3,949件、1,079億円(平成11年7月～平成15年12月)</li> </ul> <p>※経営革新計画を終了した企業に対するフォローアップ調査(抽出)の実施 →結果:付加価値額または従業員1人あたりの付加価値額の伸びが年率3%以上となっている企業があわせて5割を超えている</p> <p>○リレーションシップバンキングにおける中小企業に対する経営支援機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・約7割の地域銀行が、ビジネスマッチングの情報提供の仕組みを導入・強化</li> <li>・6割を超える中小・地域金融機関が、業界団体等が実施する外部研修への職員の参加・派遣を通じ、経営相談・支援機能を強化</li> <li>・中小・地域金融機関全体について、企業再生ファンド、デット・エクイティ・スワップやDIPファイナンス等の先進的手法の活用やRCCの信託機能、産業再生機構や中小企業再生支援協議会の活用等を推進</li> </ul>		
<p>&lt;今後の課題・制度改革により目指す姿&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 産業金融の担い手・手法の多様化を通じた、多様な資金の流れの整備</li> <li>2. リスクへの対応の多様化による、担保・保証に過度に依存しない資金調達の促進</li> <li>3. 産業の収益力・財務基盤強化により、産業の活性化と企業の活力を促進</li> </ol>		
<p>&lt;今後の対応&gt;</p> <p><b>16年度</b></p> <p><u>1. 多様な資金の流れの整備ー産業金融の担い手・手法の多様化ー</u></p> <p>○信託制度の整備 (金融庁、経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・信託業の担い手や受託可能財産の範囲の拡大を骨子とする「信託業法案」を今通常国会に提出済 (金融庁)</li> <li>・信託業法の改正と連携し、信託会社を公的信用補完制度の対象とするため、信用保険法施行令を改正予定 (経済産業省)</li> </ul> <p>○証券化支援 (財務省、経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業向け貸付債権の証券化支援のため、証券化支援業務を中小企業金融公庫の業務範囲に追加すべく、今通常国会で中小企業金融公庫法を改正予定 (経済産業省)</li> <li>・商社・リース会社の貸出等についても証券化の対象とする制度を創設予定(日本政策投資銀行) (財務省、経済産業省)</li> <li>・官公庁の取引先企業が官公庁に対して有する金銭債権を証券化して資金調達を行えるよう、平成16年度より、証券化のための金銭債権の譲渡を可能とする予定(関係府省へも要請) (経済産業省)</li> </ul> <p>○投資ファンド法制の整備 (金融庁、経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファンドの投資対象の拡大や機能追加を図るため、今通常国会で「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」を「投資事業有限責任組合契約に関する法律」に改正予定 (金融庁、経済産業省)</li> <li>→・ファンドが出資のみならず融資などを行えるようにする</li> <li>・ファンドの投資対象を中小ベンチャー企業などに限定することなく拡大し、幅広く中堅企業や公開大企業にも出資ができるようにする</li> <li>・証券取引法等の一部を改正する法律案を今通常国会に提出済</li> <li>→・投資事業有限責任組合の出資持分等についてみなし有価証券とし、投資家保護の仕組みを適用 (金融庁)</li> </ul> <p>○セーフティネットの拡充 (経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セーフティネット保証(1号)の指定要件緩和(対象となる大型倒産について、負債総額に係る指定要件を30億円以上から15億円以上に引下げ)のため、信用保証協会連合会に対する基金補助金を措置予定</li> <li>・セーフティネット貸付につき、担保徴求の免除措置を積極的に活用するため、中小企業金融公庫への利子補給を措置予定</li> </ul>		

分野	2	産業・金融の一体再生
政策項目	③	産業金融の機能強化等による中小企業等の資金調達の円滑化
2. リスクへの対応の多様化―担保や保証に過度に依存しない資金調達の促進―		
○不動産担保主義の見直し(知的財産権や動産(在庫)等の活用) (総務省、法務省、経済産業省)		
・法制審議会の答申を得た上で、動産譲渡登記制度の創設・債権譲渡登記制度の見直しについての関係法案を国会に提出する予定(平成16年度中) (法務省)		
・電子的な手段による債権譲渡を推進するための制度について、現行法上、原則として確定日付のある通知・承諾が必要とされている債権譲渡の対抗要件の在り方を含めて検討し、平成16年度中に結論を得る (総務省、法務省、経済産業省、関係府省)		
・中小企業等やこれらと取引のある大企業や金融機関の参加を得て、売掛債権の管理・譲渡を電子的に行える「電子債権」を活用した金融取引について実証事業を開催 (経済産業省)		
・知的財産価値評価手法の確立や知的財産情報開示の促進等、知的財産を活用した資金調達のための基盤整備をするべく、産業構造審議会において検討 (経済産業省)		
・コンテンツ事業者や研究開発型企業等が、信託制度等により知的財産権を活用して資金調達する制度を創設予定(日本政策投資銀行) (財務省、経済産業省)		
・民間金融機関と協調し、動産等を担保として評価する仕組みや、担保などに拘らず経営財務の状況を融資条件に継続的に反映する仕組みなど、多様な融資を行う制度を創設予定(日本政策投資銀行) (財務省、経済産業省)		
○個人保証の適正化等 (金融庁、法務省、財務省、経済産業省)		
・個人保証(特に根保証)の適正化を図るための法的措置の内容等について、法制審議会(平成16年2月10日諮問第六十六号:保証人が過大な責任を負いがちな保証契約について、その内容を適正化するという観点から、根保証契約を締結する場合に限度額や期間を定めるものとするなど、保証制度について見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。)の答申を得て、必要な措置を講ずる予定(平成16年度中) (法務省)		
・リレーションシップバンキングの機能強化計画のフォローアップを通じて、金融機関による担保・保証に過度に依存しない融資への取組を引き続き推進 (金融庁)		
・金融機関との意見交換会の場で、金融機関に対して、担保・保証に過度に依存しない融資の推進を更に要請 (金融庁)		
・中小企業による新事業への挑戦を支援するため、経営者本人の個人保証を徴求しない代わりに金利を上乗せして貸付を行う融資制度を創設予定(中小企業金融公庫、商工組合中央金庫) (経済産業省)		
・小規模企業等への支援を強化するため、担保や保証人を徴求しない代わりに金利を上乗せして貸付を行う融資制度(「新創業融資制度(550万円→750万円)」「第三者保証人等を不要とする融資(1,000万円→1,500万円)」について、融資限度額を引上げ予定(国民生活金融公庫) (財務省、経済産業省)		
○企業経営者の再起促進 (法務省)		
・今通常国会で、破産法・民事再生法を改正予定		
－破産法 :自由財産(破産者の手元に残る財産)の範囲の拡張を予定		
－民事再生法:小規模個人再生手続を利用できる条件の緩和(利用条件のうち負債総額について上限を3千万円から5千万円に引上げ)を予定		
3. 産業の収益力・財務基盤強化―産業の活性化と企業の活力促進―		
○産業活力再生法の改正による事業再生・産業再生の支援 (経済産業省)		
・産業活力再生法に基づく事業再生・産業再生などについての的確なフォローアップを実施		
・今般抜本的に改正・強化された同制度の利用促進を図る		
○中小企業経営革新支援法による企業の活性化の支援 (経済産業省)		
・中小企業経営革新支援法に基づく中小企業の経営革新の着実な推進		
○リレーションシップバンキングにおける中小企業に対する経営支援機能強化 (金融庁)		
・「リレーションシップバンキングの機能強化計画」に基づく金融機関の取組のフォローアップを半期ごとに実施		
17年度以降		
○中小企業の資金調達の円滑化に係る所要の施策を着実に推進 (関係府省)		

分野	2	産業・金融の一体再生
政策項目	④	証券市場の構造改革と活性化
関係府省	金融庁、財務省、文部科学省	
<p>&lt;これまでの対応&gt;</p> <p>1. 「証券市場の改革促進プログラム」(平成14年8月6日)に基づく施策の推進</p> <p>○証券仲介業制度の導入 証券取引法改正(平成15年5月23日)による証券仲介業制度の導入。</p> <p>○監査法人等に対する監視・監督体制の強化等 公認会計士法改正(平成15年5月30日)による監査法人等に対する監視・監督体制の強化等。</p> <p>○金融・投資知識の普及・情報提供の推進 学校における金融教育に資する副教材の提供(平成15年10月7日)、金融やその背景にある経済に関する教育に対する理解を深めてもらうためのシンポジウムの開催(平成16年1月31日)、ホームページでの情報提供等。</p> <p>2. 金融・証券税制</p> <p>○平成15年度税制改正における金融・証券税制 ・金融・証券税制の軽減・簡素化(20%→10%、特定口座(申告不要)制度の導入)。</p> <p>3. 「市場機能を中核とする金融システムに向けて」(15年12月24日)のとりまとめ</p> <p>○更なる証券市場の制度改革の方向性について、金融審議会において、「市場機能を中核とする金融システムに向けて」(平成15年12月24日)を公表。</p>		
<p>&lt;これまでの成果&gt;</p> <p>1. 資金仲介機能の強化</p> <p>○銀行等における有価証券の販売の促進 銀行と証券の共同店舗数 平成15年9月末53店舗(平成15年6月末比27店舗増)</p> <p>2. 多様な投資家の幅広い市場参加</p> <p>○個人株主数・個人の株式保有比率の増加 平成14年度末の個人株主数3,377万人(前年度末比25万人増)、個人株式保有比率20.6%(前年度末比0.9ポイント増)〔全国証券取引所：平成14年度株式分布状況調査〕</p> <p>○個人の株式売買高・シェアの増加 平成15年売買高81.2兆円(前年比26.6兆円増)、売買シェア27.4%(前年比4.3ポイント増) 〔3市場(東京・大阪・名古屋)ベース〕</p> <p>○個人金融資産に占める株式・投資信託の割合の増加 平成15年9月末7.2%(前年同月末比0.8ポイント増)〔日本銀行：資金循環統計〕</p> <p>○平成15年度税制改正による特定口座数の増加 平成15年12月末315万口座(同年1月末比212%増)〔日本証券業協会調べ：16社ベース〕</p>		
<p>&lt;今後の課題・制度改革により目指す姿&gt;</p> <p>1. 資金仲介機能の強化 証券市場における監視機能の強化、証券決済システム改革等により、我が国における資金仲介機能を強化し、経済の活性化を図る。</p> <p>2. 多様な投資家の幅広い市場参加 金融・投資知識の普及・情報提供の推進等により、多様な投資家の幅広い市場参加を図る。</p>		

分野	2	産業・金融の一体再生
政策項目	④	証券市場の構造改革と活性化
<p>&lt;今後の対応&gt;</p> <p><b>16年度</b></p> <p>1. 資金仲介機能の強化</p> <p>○市場監視機能・体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会計・監査の充実・強化 改正公認会計士法の施行（平成16年4月1日）に対応し、公認会計士・監査審査会の体制を整備。</li> <li>・不正取引等に対する課徴金制度の導入等 今通常国会に「証券取引法等の一部を改正する法律案」提出済。</li> </ul> <p>○証券決済システム改革</p> <p>今通常国会に「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案」提出済。</p> <p>○販売チャネルの拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・証券仲介業制度の活用 証券仲介業制度の導入（平成16年4月1日）を受け、同制度の活用を促す。</li> <li>・銀行等による証券仲介業務の解禁 今通常国会に「証券取引法等の一部を改正する法律案」提出済。</li> </ul> <p>2. 多様な投資家の幅広い市場参加の促進</p> <p>○金融・投資知識の普及・情報提供の推進</p> <p>金融・投資に関する教育・学習の充実を図ることにより、金融・投資知識の普及と情報提供を一層推進。</p> <p>○投資家保護の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組合型ファンドへの投資家保護範囲の拡大等 今通常国会に「証券取引法等の一部を改正する法律案」提出済。</li> <li>・幅広い投資家保護の枠組みの検討 金融審議会において、投資家保護策の講じられていない投資サービスにつき検討するとともに、証券取引法の投資サービス法への改組の可能性も含めたより幅広い投資家保護の枠組みについて、中期的課題として検討を続けていく。</li> </ul> <p>○平成16年度税制改正における金融・証券税制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公募株式投資信託の譲渡益課税の上場株式等並み軽減、非上場株式の譲渡益に対する税率引き下げ等。</li> </ul> <p><b>17年度以降</b></p> <p>○上記のうち残された対応を進める。</p>		

分野	3	科学技術、IT
政策項目	①	科学技術創造立国の実現
関係府省	内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、関係各省	
<p>&lt;これまでの対応&gt;</p> <p>【一体的な科学技術政策の推進】</p> <p>○「第2期科学技術基本計画」(平成13年3月閣議決定)に基づき以下の施策を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい「知」を創造する基礎研究の推進及びライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料の重点4分野への戦略的重点化</li> <li>・産学官連携の推進、地域科学技術の振興、競争的研究資金制度の改革等の科学技術システムの改革</li> <li>・科学技術関係施策について、その効果を高めるため、企画(PLAN)、実行(DO)、評価(SEE)のプロセスの確立(科学技術関係概算要求の優先順位付け(SABC)等)</li> <li>・大学等の施設整備については、第2期科学技術基本計画を受け策定した「国立大学等施設緊急整備5か年計画」に基づく施設の重点的・計画的整備</li> </ul> <p>【研究開発の推進】</p> <p><u>1. イノベーションを通じた経済活性化</u> (内閣府、関係各省)</p> <p>○世界最高水準の「科学技術創造立国」を実現するため、効果的・効率的な実施の観点から見直しを行いつつ、重点4分野を中心に、国際競争力を強化し、経済の活性化につながる研究開発をより一層推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－平成15年度(一部は平成14年度)より経済活性化のための研究開発プロジェクト(「みらい創造プロジェクト」)を立ち上げ(平成16年度は93プロジェクトを実施予定。)</li> </ul> <p><u>2. 研究開発評価指針の策定</u> (内閣府、関係各省)</p> <p>○「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の策定(平成13年11月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－同指針に基づき各府省が評価方法を定めた具体的な指針を策定、厳正な評価を実施。</li> </ul> <p>○国家的に重要な研究開発の評価として大規模新規研究開発の評価を総合科学技術会議が実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(平成14年:総額が約500億円以上の研究開発3件、15年:総額が約300億円以上の研究開発5件)</li> </ul> <p><u>3. 研究開発税制の抜本強化</u> (財務省、文部科学省、経済産業省、関係各省)</p> <p>平成15年度税制改正において、試験研究費総額に係る特別税額控除制度(特に中小企業、産学官連携の共同・委託研究についてはより高い控除率を設定)等を創設。</p>		
<p>&lt;これまでの成果&gt;</p> <p><u>1. 知のポテンシャルの発揮</u></p> <p>○国際学術誌に掲載された論文の引用動向を見ると、19分野の世界順位において下記のような評価(平成3年から平成13年までの統計)</p> <p>&lt;トップ3に入るもの&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>材料科学…東北大学(第1位)</li> <li>化学…京都大学(第2位)、東京大学(第3位)</li> <li>物理学…東京大学(第2位)</li> </ul> <p><u>2. 研究開発プロジェクトによる技術成果の創出</u></p> <p>○研究開発プロジェクトに関する特許出願件数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(平成9年度:839件→平成11年度:1,079件(パイ・ドール適用)→平成14年度:1,336件)</li> </ul> <p><u>3. 研究開発税制関係</u></p> <p>○主要425社の研究開発費は過去最高額を更新。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成14年度(実績):4.4兆円→平成15年度(計画):4.6兆円(5.5%増)</li> </ul>		

分野	3	科学技術、IT
政策項目	①	科学技術創造立国の実現
<p>&lt;今後の課題・制度改革により目指す姿&gt;</p> <p>1. <u>第2期科学技術基本計画において目指す国の姿</u></p> <p>○知の創造と活用により世界に貢献できる国</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際的に評価の高い論文の数が増加、国際的科学賞の受賞者を欧州主要国並に輩出(50年間にノーベル賞受賞者30人程度)、優れた外国人研究者の集まる研究拠点が相当数できること等を目指す。</li> </ul> <p>○国際競争力があり持続的な発展ができる国</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公的研究機関の研究成果が数多く産業へ移転される、国際標準が数多く提案される、国際的な特許の登録件数が増加すること等を目指す。</li> </ul> <p>○安心・安全で質の高い生活のできる国</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オーダーメイド医療を可能とする基盤が形成されること、自然災害の被害を最小限に抑えること、バイオテクノロジー等の活用により良質な食料の安定的な供給が確保されること等を目指す。発展途上国の感染症、災害対策等にも貢献。</li> </ul> <p>○第2期科学技術基本計画に掲げた政府研究開発投資の拡充(対GDP比で少なくとも欧米主要国の水準を確保)、研究開発資源の更なる戦略的・重点的な配分、各府省の厳正な評価とこれに基づく資源配分や研究開発の見直しの徹底。</p> <p>○イノベーションの創出を通じて、短期的に経済の活性化を図るとともに、中長期的に持続的な経済成長を実現する。併せて、科学技術の振興による地域再生を図る。</p>		
<p>&lt;今後の対応&gt;</p> <p><b>16年度</b></p> <p>1. <u>科学技術の更なる重点化、システム改革</u> (内閣府、関係府省)</p> <p>○科学技術振興費:対前年度比4.4%増</p> <p>○優先順位付け等を反映した科学技術予算の重点化(平成15年度当初予算額よりの伸び率):</p> <p>S: +16.7%、A: +5.9%、B: ▲2.8%、C: ▲20.5% (財務省集計)</p> <p>ー重点4分野の割合:平成13年度36.0%→平成16年度39.4%</p> <p>○「研究基盤の強化による国力の充実」、「国際競争力の確保・強化による経済の活性化」、「少子高齢化等の諸課題に対応する安心・安全で快適な社会の構築」といった重要分野への更なる重点化及び科学技術システム改革。</p> <p>○政策群の活用(科学技術駆動型の地域経済発展)</p> <p>2. <u>平成17年度予算に向けた対応</u> (内閣府)</p> <p>○「平成17年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」の作成、科学技術関係概算要求の優先順位付け(SABC)の取りまとめ。</p> <p>3. <u>次期科学技術基本計画へむけての作業</u> (内閣府、関係各省)</p> <p>○第2期科学技術基本計画の3年次の詳細フォローアップ及びそれを踏まえた次期基本計画の作成に向けた論点整理。</p> <p>4. <u>競争的研究環境の整備・人材育成</u> (内閣府、関係各省)</p> <p>○重要な基礎研究を担う競争的研究資金の拡充、研究課題管理者の設置等の制度改革</p> <p>○国家的に重要な研究開発の評価の実施</p> <p>○科学技術関係人材の育成・確保に係る調査・検討等</p> <p>○技術経営力を支える人材の育成、研究開発型ベンチャー(スピンオフベンチャー、大学発ベンチャー)の創出・育成等を通じて、我が国の高い技術力を産業競争力の強化に活かすような科学技術システムの改革を推進。</p>		

分野	3	科学技術、IT
政策項目	①	科学技術創造立国の実現
<p><b>5. 先端技術成果の実用化支援</b> (内閣府、関係各省)</p> <p>○先端的研究成果の実用化・産業化、バイオマス等を活用した研究開発を強化するとともに、地域活性化、バイオベンチャーの育成を支援。</p>		
<p><b>17年度以降</b></p>		
<p><b>1. 研究開発資源の重点配分</b> (内閣府、関係各省)</p> <p>○研究開発資源の更なる戦略的・重点的な配分、各府省の厳正な評価とこれに基づく資源配分や研究開発の見直しの徹底。</p>		
<p><b>2. 次期科学技術基本計画の策定</b> (内閣府)</p> <p>○第2期科学技術基本計画の3年次の詳細フォローアップ及びそれを踏まえた論点整理をもとに、次期科学技術基本計画を策定。</p>		